

平成23年度第2回三郷市景観審議会

1 開催日時：平成23年10月31日（月）午後2時～3時40分

2 開催場所：三郷市役所 6階 全員協議会室

3 出席者 9名（委員総数10名）

（委員）

横張会長、 田邊委員、 沼野委員、 岡永委員、 川田委員（欠席）、
岡庭委員、 成川委員、 福脇委員、 中村委員、 白石委員

（事務局）

佐久間まちづくり推進部長（以下まちづくり推進部長）、
大久保まちづくり推進部理事兼副部長兼都市計画課長（以下まちづくり推進部理事）、
都市計画課： 池田課長補佐兼都市施設係長（以下都市計画課長補佐）、
松本主幹兼計画景観係長（以下都市計画課主幹）、
浦川主査、佐々木主任技師

4 議 題

議案第1号 三郷市景観賞について【意見聴取】

5 報告事項

（1）三郷市公共施設景観ガイドライン（素案）について【意見聴取】

（2）三郷市景観計画の届出状況【報告】

6 議事内容

(1) 開 会

- (都市計画課長補佐) 司会挨拶

(2) 会長あいさつ

- (横張会長)
[開会のあいさつ]
- (まちづくり推進部理事)
[委員10名中9名が出席していることを報告]
- 議長 (横張会長)
[会議録の署名委員にいて、岡永委員と岡庭委員を指名]
- (まちづくり推進部理事)
[傍聴の申し込みがないことを報告]

(3) 議 題

議案第1号 三郷市景観賞について【意見聴取】

- 議長 (横張会長)
それでは、議案第1号三郷市景観賞について、事務局より説明をお願いします。
- (都市計画課主査)
[景観賞について説明する]
- 議長 (横張会長)
ただいまの事務局からの説明に対しまして、ご意見、ご質問をお願いします。
- (田邊委員)
質問なんですけど、賞の選考に当たって実際の建物とか実際の現場を見るような機会があるのかお聞かせ願いたい。もう一つ、別の自治体の予備選考に関わらせていただいたのですが、賞の評価が応募用紙の作り方の上手い下手によってかなり影響を受ける様なところがあって、いくつもの賞を受賞されている大手の設計事務所とか、大手のゼネコンさんなんかは非常に上手にシートをつくってくるので、悪い言い方をすればごまかされてしまうという事もあるようなので、現物を見る機会を最終段階でも構わないのですが、設けないとまずいのではというのが一点です。
何故そういう事が生じるかというところは、建築賞ではなく景観賞という事で建築された後の建物の維持とか管理とか、あるいは商業施設でいうと運営が景観に与える影響は非常に大きくて、予備選考をさせていただいた自治体の例ですと、非常

にきれいに設計されていて竣工写真もプロの方が撮られた非常に美しい写真が載せられていた物件が、実際に行ってみるとすごく大きな派手な看板がついていたり、あるいは外構の手入れが非常に悪くて竣工後間もないのに緑地帯が踏み荒らされている状態であったりとか、維持管理の視点が必要だというのが一つと是非最終段階でも構わないので現場を見るプロセスを設けた方がいいのではないかという事です。

●（まちづくり推進部理事）

現場を見る機会につきましては、選考した中で応募作品すべてを見るというのはどれだけ応募があるかでも違うと思いますが、少なれば全部見ることは可能かなと思います。多い場合には、最終的に絞った中で現場を見て選考するという事を検討しなさいと、市長の方からも言われておりますので実施する予定でおります。

●（田邊委員）

選考の視点に維持管理というところが加わると、今選考の視点が9個という中途半端な数なので、10個になってキリがいいかなと思いました。

●（まちづくり推進部理事）

その点につきましては検討いたします

●（岡永委員）

72ページの(4)の実施時期というのがあるのですが、①から③は何故5年ごとに実施するのかお伺いします。④の2,3年に一回、これも一緒ではなく何故ずらすのか理由をお願いいたします

●（まちづくり推進部理事）

5年おきにやる意味ですけど、市制施行周年事業という事で今回は市制施行40周年事業でこれを実施するという事があります。例えば毎年これをやった時にどれだけ出てくるのかというのがありますので、5年おきにやればいいんじゃないかなということで5年おきにしたという経緯があります。④の届出部門につきましては、今年から届出が始まったんですが、まだ完了まで進んだものがそれほど多くないのですから、数が少ないという事とある程度まとまってやった方がいいだろうということと、かなり件数が出てきてますので5年ためてしまうと多くなりすぎてしまうという面があります。また、5年間のうちに何らかの活動をしておかないと忘れ去られてしまうという部分もありますので、それでこの期間で見ますと最低でも一年おきには何らかの活動がある、景観賞の表彰がありますよという事で考えております。毎年やるのは厳しいかなという事もありますので、最低でも一年おきぐらいに出来るように配置してこういう案にしております。

●（岡永委員）

三郷市では初めてですけど、実施している他市の情報を見て計画を立てたという

事ではないという事ですか。間隔としてこのぐらいだろうという予測のもとはどういうところにあるのでしょうか。

●（都市計画課主査）

近隣ですと、埼玉県さんは 20 数年前から継続してやってきているんですけど、今年度実は中止しておりまして、要はネタが無くなってきてしまったという事もあって毎年開催していくとネタ切れが起きますという事だと思えます。あと春日部市さんも平成の一桁の年度からやっているんですけど、それも毎年やられていたようですが、大変苦勞されているという事を聞いておりまして、マンネリ化というのが怖いというのがありますので、ある程度メリハリをつけてあまり間をあけると忘れられてしまうというのもございますので、こういう間隔でやっていくのがいいのではないかとこのように案にしております

●（まちづくり推進部理事）

それと、届出部門の方を一年おきにやっていくという事につきましては、三郷市の景観計画に沿った形で建物の設計ですとか建設していただいている優良な事業者については、やはり表彰して良い景観のものをつくりましたよという事を表彰することによって、その事業者もまた一所懸命がんばって景観に配慮した建物とか設計をやっていこうかなという励みになれば、そういうところから良い景観づくりが広がっていくのではないかと考えております。これにより、意識が高まっていくのではないかとこのようにもあわせて、これは少なくとも一年おきにはやっていく必要があるのではないかとこのように形になっております

●（白石委員）

景観賞を行うという PR は、どのように考えているのか

●（まちづくり推進部理事）

まずは広報みさとを媒体に募集をかけるという事と、ホームページに載せていくという事と、公共施設に景観賞の応募をしておりますというポスターを掲示するという事と、応募用紙も市内の公共施設に配布していく予定で考えております

●（白石委員）

どのぐらい応募があると予測されていますか。

●（まちづくり推進部理事）

どれぐらいかは蓋を開けてみないとわからないですけど、最低でも 30 件ぐらいはあるのではないかと考えています。ただ、風景の関係は中学校と高校にお願いするという事もありますので、そちらの方はかなり応募していただけるのではないかと考えております。それを含めると 100 件以上にはなるかと考えています。

●（白石委員）

景色部門の応募資格ですが、中学生・高校生と限定した理由は何かあるのですか。

●（まちづくり推進部理事）

小学生も対象にしても良いかと議論になりましたが、中学生以上の方が自分たちの住んでいるまちについて勉強する時期なのではないかという事がありまして、中学生・高校生としています。

●（白石委員）

一般と分けた理由は何ですか。

●（まちづくり推進部理事）

一般は大人の考え方で、中学生・高校生とは視点が違うという事で、中学生の視点、高校生の視点、大人の視点で三郷を見た場合に、どういう所が良い景観として映っているのかという事で分けています。これからの三郷を担っていくような中学生・高校生に三郷の良いところを見ていただき、三郷にもこういう良いところがあるという事をわかっていただき、自分たちのまちがどうなっているのかをわかっていただくきっかけとなればという事で、中学生・高校生を対象にさせていただきました。

●（白石委員）

活動部門ですが、清掃活動、緑化活動の応募はどのようにするのでしょうか。活動している写真を提出するのでしょうか。

●（都市計画課主査）

あれば写真を提出していただくことになりますが、活動内容を明記していただき、それを証明するものがあれば表彰はできると考えております。できれば写真があった方が良いと思っています。

●（まちづくり推進部理事）

特に活動の場合には、現場を見ることが一番肝心と考えております。ただ活動の内容だけの提出よりは、実際に現場がどのようになっているのかがわからないと、本当に表彰の対象として良いのかの判断が難しいと考えております。確認の意味でも現場を見ていただくという事が大事になってくると考えております。

●（沼野委員）

活動の件ですが、地域の町会とかボランティアとか学校単位でやるとかあると思われませんが、この場合にはプロの活動は除外されるのでしょうか。

●（まちづくり推進部理事）

プロというのはどのような方でしょうか。

●（沼野委員）

清掃であれば、清掃を目的としている事業者の方の場合です。例えば市の清掃関係の方ですとか、民間の業者の方などになりますが、その方の活動は除かれるのでしょうか。

●（まちづくり推進部理事）

想定していなかったのですが、イメージとしては地域で清掃活動をしてまちの美化を進めている方とか、NPO法人でそういった活動をされている方を対象として考えていました。企業と言いますと、例えば市から公園の清掃を委託されて行っている方というイメージでしょうか。

●（沼野委員）

そうですね。

●（まちづくり推進部理事）

そうしますと、それはちょっと対象とはできないのではないかと考えております。

●議長（横張会長）

そのへんは、微妙だと思います。例えば建物に関して実際にデザインを手がけた施工を手がけたという業者の方が、自分の建物に関して自薦で出してくる事はできるわけです。それを業務の一環として考えるならば、そういった業者が清掃活動に当たっているという事も表彰の対象にしないと、やや整合がとれない事になります。そのへんが、実際に提出されるかどうかはわかりませんが、注意しなければいけない点だと思います。

●（まちづくり推進部理事）

先生がおっしゃたように応募を拒否するという事ではなく、出てきたものについて内容審査をして現場を確認したいと思います。すごくきれいになっていることによって、周りの人がどういう風な気持ちになっているのかどうか、ここはすごくきれいだねという気持ちになっているのかどうか、そういう所がポイントになってくるのかと思います。実際に受けた時に内容を審議委員さんに審査していただく事がよろしいのかと思います。事務局で企業だからだめという事ではなく、受付をして内容を審査し判定するという方法がよろしいかと思います。

●（岡庭委員）

77 ページの建物部門ですが、先ほど屋敷林というお話がありましたが、今現在大きな屋敷林がある場合には保存樹林という形で市の指定を受けていると思いますが、そういった所との整合はどうなのか。指定を受けている所でもまた、景観賞で表彰するようなこともあるのでしょうか。

● (まちづくり推進部理事)

今、保存樹林、保存樹木、保存生垣に指定を受けて、少しですが補助を受けている所もあると思います。今回は、景観と言う事で、そういったものも含めて表彰の対象にする事で考えております。

● (岡庭委員)

同じく建物部門ですが、応募例として〇〇神社と書いてありますが、例えば神社やお寺さんの場合は代表者は、神社であればその役員さんという形で、お寺さんであれば住職で基本的には役員さんも代表のうちに入ってきます。こういった場合に〇〇神社を推薦する場合に、その神社の役員さんがみんなで出した場合はどうなるのでしょうか。限定した方が良いのではないのでしょうか。役員さんが 10 人いて、10 人の方が応募を出しても良いのか。そのへんの考え方を確認したい。

● (まちづくり推進部理事)

それは手続き上の問題ですので、自薦で代表者の方が応募するか、他薦であればどなたか推薦する方が良い景観として推薦されても支障はないのかと考えております。何件の応募があっても内容としては、一つの建物となるので問題はないと考えております。

● 議長 (横張会長)

推薦者は表彰の対象になりますよね。

● (都市計画課主査)

表彰は受けられるくらいの予算は確保しておりますが、建物本体だけで応募してきた場合には表彰の対象にはならないというところがあります。例えば建物本体と周りとか、応募によって若干変わってくるとは思いますが、ただ全く同じ応募が 10 人から出ますと、10 人の方が表彰の対象になることになります。

● (まちづくり推進部理事)

10 名の方、例えば氏子さんがばらばらに推薦されることはイメージしていなかったものですから、そのへんについては、少し検討させてほしいと思います。

● (岡庭委員)

私が質問したのは、10 名の方が推薦してきた場合に 10 名の方を全員表彰するのかという事で、その点は問題があると思います。

● 議長 (横張会長)

今のご指摘の点は注意を要する点だと思います。自薦の場合には、推薦された方と表彰される方が一致するので問題ないと思いますが、他薦の場合には表彰対象と推薦された方が一致しないので、そこをどう整理して考えるか。表彰対象は家主さんなどがなるのは当然でしょうけど、推薦された方は無視してしまうのかという事

をどのように考えるのか整理する必要があると思います。

●（まちづくり推進部理事）

その点につきまして整理させていただいて、実際の募集要領を出す前にどういう形でという事を決めたいと思います。

●議長（横張会長）

例えば考えられるのは、江戸川なり中川の堤防から見た景色で遠くの富士山や筑波山として、50人の方から応募があった場合に、50人全員を表彰対象とするのかというのが気になる点だと思います。

●（岡庭委員）

我々は審議会委員ですが、任期が2年間という事になっています。この景観賞が例年継続していく中で一定の基準がないと、委員の交代があった場合にその時の主観で変わってしまうのは問題があるのではないのでしょうか。ある程度の基準を決めていただいて、委員の意見により決めていくのが良いと思いますが、そのへんはいかがでしょう。

●（まちづくり推進部理事）

それが、先ほど浦川の方から説明させていただきました76ページの選考の視点にあります。これだけで審査するのは難しいと思われるので、もう少し具体的な選考の基準を作成したいと思います。

●議長（横張会長）

特に調和しているという言葉が出てきますが、何を持って調和とするかは非常に曖昧な点になるところだと思います。後ほど指摘させていただきたいと考えておりましたが、例えば歴史的な観点というのはどう考えるのかということも、けっこうきちんと考えると難しい話になると思います。つまり今、開発が進んで調和しなくなっているが、もともとのこのへんの景観はこうだったという名残を留めているみたいなものが、これはこれで価値があると一般には考えられます。しかし、現在の街並みとは必ずしも調和しているわけではないというケースも考えられます。この場合には、むしろ調和していないことが昔の景観の名残を留めているという事になるわけで、このへんをどう考えるのかとか、考えていくと色々な事が出てきます。ですから、細かく規定するのは難しいと思いますが、こういう視点での評価があり得るというのをもう少し詳しくいくつか併記でも構わないので、作成するなど、加えていただければと思います。

また、先ほど建物部門の説明の中で、屋敷林とか生垣も入るとの説明がありましたが、募集要項にはその旨がございませんし、そもそも部門の名称が建物だけだとそこに緑が入るとするのは厳しいものがあるのではないかと思います。従いまして、

例えば名称として、建物・緑地部門などのように何か名称としても緑というのが表彰の対象となり得るといえるのがわかるように配慮していただきたいと思います。部門を加えるというのは大変だと思いますので、建物のところに部門名として・緑や緑地を加えていただくというのを検討いただきたいと思います。

それからもう一点ですが、せっかく表彰されたものに対して、もちろん市役所を中心に公共施設で表彰事例を紹介されるとは思いますが、市民の方に広く知っていただくという意味では、もしできたらショッピングモールとかそういった所に少し掛け合って期間限定でも結構ですので、表彰事例についてのパネル展示を行うなどの広報についても検討できないかと思います。こうした景観賞の大きな目的の一つが、一般の市民の方々に三郷の景観に対する意識を持っていただくという事があるかと思っておりますので、なるべく多くの方に触れる場所、駅でも構わないと思っておりますが、駅やショッピングモールで期間限定でパネル展示をして、こういったものが表彰対象となりましたという事ができれば目に触れることも多く、有効なのではないかと思っております。この二点について加えさせていただきたいと思っております。

●（まちづくり推進部理事）

部門名称につきましては、確かに建物部門では先ほど岡庭委員から出ました屋敷林や景観重要樹木などの応募がしにくいのではと感じております。建物というだけでは、家やビルしかだめなのかと思ってしまう部分もあるかと思っておりますので、名称につきましては建物・緑地部門や建物・緑などというものに検討したいと思っております。それから、表彰されたものにつきましては、三郷市ではららぽーと内に情報発信スペースとしてららぽーと三郷というのがございますので、こちらでパネルにして展示して啓発活動に繋げていきたいと思っております。また市役所 1 階の市民ホールなどで展示していければと考えております。

●（中村委員）

先ほど表彰者の対象が複数という事がありましたが、各部門で複数の表彰者が重複することはあると思っております。募集要領で見ますと、写真を数枚添付することになっておりますので、景色部門では特に同じ場所でも季節や時間によっても違うと思われるので、また景色部門では中学生・高校生限定という部門もありますので、どうしても複数の表彰対象が出るのはやむを得ないと私は思います。

●（まちづくり推進部理事）

確かにおっしゃる通りで、複数の応募が出てくることはあると思っております。特に景色部門ではあるかと思っております。先ほど、岡庭委員がおっしゃられたように寺院や神社関係でも氏子さんだけではなく、近所の方やあるいは通りがかりの方が見ていいなど応募してくる、推薦してくる場合があると思われまますので、その点につきまし

てはもう少しどのようにするかを検討させていただきたいと思います。応募された場合には他薦ですので、表彰の対象となれば、皆さん表彰されることになるのかと思います。ただ、予算もございますので、何人までとか早くでた順とか順位付けが、必要になるかどうかを含めて検討させていただきたいと思います。

●議長（横張会長）

他にいかがでしょうか。ただいま熱心に様々なご指摘をいただきましたが、基本的には景観賞を実施するという事に、ご依存はございませんでしょうか。

●委員

〔異議なし〕

●議長（横張会長）

ただいま熱心にいろんな観点からご指摘がございましたので、事務局としましては、是非皆様方のご意見を参考にさせていただきながら、この景観賞の実施に向けてさらに詳細を詰めていただければと思います。ちなみに旧大宮市、現在はさいたま市の景観賞ですが、全国的にも非常に早い時期から実施をされていて、相当にノウハウをストックしていると思われまますので、先ほどご指摘のありました細則や細かな規定等につきましては機会を設けてさいたま市にヒアリングに行かれて、実施に向けてこういう点について注意すると良いとか、このへんをきちんと詰めておかないと後で大変になっちゃうとか、そういったあたりを参考にさせていただければと思います。

(4) 報告事項

①三郷市公共施設景観ガイドライン（素案）について【意見聴取】

●議長（横張会長）

それでは、続きまして次第の4、報告事項（1）三郷市公共施設景観ガイドライン（素案）について、事務局より説明をお願いします。

●（都市計画課主幹）

〔三郷市公共施設景観ガイドライン（素案）について説明する〕

●議長（横張会長）

作成段階の公共施設ガイドラインに、委員の皆様の意見を反映したいとの事ですので、ご意見をお願いいたします。

●（成川委員）

三郷市では公共の建物で共通の色とかデザインとか材質とかいうのを揃えて建てるというような考えはあるのでしょうか。

● (まちづくり推進部理事)

今のところそういったものは考えておりません

● (成川委員)

越谷市の場合は、統一的で茶色で市役所の周りの公共的な建物全部同じような感じで映るんですけど、それも一つの考えかなと思ったものですから。

● 議長 (横張会長)

大変重要なご指摘で、もしそうしたことが可能であればご検討いただけるとういかなと思います。今のご指摘は単に美しい景観という事だけではなくて、例えば災害時に緊急避難という時に、どこに逃げたらいいかという時に、公共施設というのは拠点になりうると思うのですが、それがすぐに識別できるといった効果がありうると思います。そういった観点に立つと、デザインとか色調とか統一されてるといえるのはそういう意味においても重要なことになりうると思いますので、是非ともご検討いただければと思います

● (田邊委員)

5 ページのところに景観計画の基本的な考え方というところで、景観とは～というセンテンスで最後の部分で、景観形成とは人が良いなと感じる景観要素をつくることであると考えますと結んでありまして、非常に分かりやすい言葉ではあるんですけど、実はあまり景観の本質を言えていないところがあるのかなと思います。ガイドラインの構成を確認していますと、基本方針の後にすぐに施設別あるいは項目別のガイドラインになっておりまして、それぞれの要素を景観形成上の配慮を求める構成になっているんですけども、その前に公共施設に求められるコンセプトとか全体的な資質とか、そういう全体的な考え方を示す部分が無いと、一つ一つの要素が良くてもですねそれが一つの景観にまとまった時に必ずしもいい風景になるとは言えないのではないかなと思うんですね。

その観点で例えば 62 ページの舗装類というところをみると、すべて事例にあがっているのはインターロッキングとか自然石とか、木材もありますけども特殊な材料を用いたり、かなり派手なものも含めて色を使っている例が上がっていますけど、必ずしもそうではなくてもっと日常的な黒いアスファルトがほとんどであって、それはいいことだと思うんですけど、デザイン強度の問題としてすべての要素が力を入れていい景観をつくろうというような配慮をしすぎた結果、ちぐはぐになるというような公共空間の例というのも、かなりありますのでもう少し全体像を考えるというような部分を強化できるとういかなと感じました

● (まちづくり推進部理事)

全体像を考えたいうえで、どこにアクセントを持っていくのかということは大

なことだと思しますので、それをこの中に記述できるように検討していきたいと思ひます

●議長（横張会長）

全体の検討の進め方ですが、本日はあくまで意見を皆様方にとということなんです、残りあと一回で諮問と答申という形になるわけですね。そうすると次回までの間に、各委員の方に内容のご説明及びこの辺について特に諮問に際してですね中心をおきたいので、答申としてのお答えを用意しておいてほしいといったような、そういった事前説明につきましては予定はあるんでしょうか

●（まちづくり推進部理事）

今のところ事前説明というのは予定としてはございません。内容的に例えば、こちらの方で意見シート、これは今回配布させていただいておりますけど、この中にご意見いただいて、この後 11 月に調整会議がありそのあとにも調整会議が御座いますので、その中にどういう風に意見が反映されたとかこちらから出てきた意見に対してどういうものが取り入れられる、あるいはどういうものがこういう理由でできませんということについて、回答文みたいな形で出していきたいと考えております。最後の諮問答申の時に、間に合うように意見集約したもの、調整会議で出た意見ですとかそれから今回の皆さんからのご意見ですとか、どういう事になったのかという経緯について、お示しできるようなものが出せばいいという風に考えております。

●議長（横張会長）

先程ご説明いただいた説明資料では、審議会は調整会議とは独立して市長に対して、諮問を受けて答申をすることになっておりますので、独立しているという事はそれなりに責任もあるという事だと思ひますので、出来る限り次回一回で諮問答申というよりは事前に情報をお出しいただいて、機会を増やすのが難しいとするならばそこで十分な我々としての審議が出来るように、ご配慮いただければと思ひますのでよろしくお願ひします

もう一点伺ひたいのですが、説明資料の 1 ページ目で市の目線からという表現がでてくるのですが、これはどういう意味でしょうか

●（都市計画課主査）

市の担当者の目線からでございます。調整会議には各課係長主査級の方が出ますけど、主査級の方が見た目線という事で市の目線と書いたところがございます。市の担当者、土木技師や建築技師がいっぱいいるんですけど、専門的な知識をある程度持っている方が、自分が景観形成を進めると考えたときに景観形成を推進できる内容となっているかという意味です

●議長（横張会長）

今日、委員としてお集まりの方々にはそういうご専門の方もいらっしゃると思いますので、是非ともそうした実際の建設施工等に携わられている身の中で、果たしてこれでうまくいくかといったあたりも意見をいただけるようであればお願いします。

●（福脇委員）

非常に良い内容のことが書いてあると思うんですけど、実際フェンス一つ作るにあたって、最終的にこれはガイドラインに載ってるよとか載ってないよとか、そういう判断はどのようにやるんですか。

●（まちづくり推進部理事）

今回は資料として出ていませんが、7章のところに公共施設景観ガイドラインチェックシートというのがあります。議案書・資料の1ページのガイドライン全体構成の第7章にあります。これを用いましてそれぞれ景観の視点から設計に合っているかという事をチェックします。通常民間の大規模施設の場合には届出で計画景観係と調整をしていますが、そういう時の内容と同じようなチェックシートをつくりまして、チェックしていくという事を想定しております。

●議長（福脇委員）

公共事業に対しては、今までのチェックシートよりさらに厳しいチェックシートになるということですか。

●（まちづくり推進部理事）

基本的に民間の建物と同じようなものを想定しております。建物の場合是一般の方が見て、いい景観だなと思えるようなものというイメージですので、それは民間の施設であろうと公共の施設であろうと同じであると考えています。ただその中で、例えば色についての配慮ですとか緑化についての配慮ですとか、様々な配慮事項がここの中に入れてありまして、それを自ら公共施設を建てる場所の周りに緑が少ない所だからこの所はもっと緑を配置して、よりよい景観をつくっていかないといけないんだと設計者自らが景観に配慮してつくっていくという事です。それが市としての務めですというイメージが、公共施設の景観ガイドラインという事で考えています。チェックシートのところも当然そういった部分で、配慮できるところは自分たちがここはやっていかないといけないという事を、自分で考えていかないといけないと考えています。都市計画課から言われたからしょうがないからやるというイメージではなく、自分たちが公共施設をつくる立場として、どういう配慮が出来るのかという事を一つでも多く取り入れて、それが周りの景観をリードしていく、そういうためのチェックシートを考えています。

●議長（横張会長）

5 ページの基本方針でございますけども、連続性とか調和ということがキーワードとなっているんですが、今のご説明のように市の公共施設であれば誘導していくといった性格もあると思います。より良い景観に誘導していくといったきっかけにするんだという性格もあると思いますので、そうなると必ずしも調和とか連続性だけではなく、誘導といった概念もここにはあっているのかなと思います

時間経過もこれを読むと時間が経つとどんどん悪くなっていってしまう、劣化していくというニュアンスがありますけど、当然ながら植物に関しては時間経過して初めて本来のあるべき姿になっていくという事もあります。そこについては、時間の中でのある種の誘導といったことを配慮していく必要があると思います。

他市で関わっている例で、非常に困った例の一つなんですけど、照明が色彩的にはマンセル値でコントロールが出来ないという事があります。その照明が、とんでもなく派手なものが付いてしまって、市民からすごい苦情が出たけどその市のガイドラインではどうにもならなかったという例がございます。ここには、照明に関してはおそらくあまり詳しい規定がないんじゃないかと思うのですが、なかなかコントロールが難しいのですが、何か記述をしていただくと良いかなと思います。他市の失敗例という意味で、そうした件もあるんだとご承知いただければと思います。実はバスターミナルにど派手な LED の虹色の照明がついてしまったんですね。それでものすごい目立つんですよ。それで市民からえらい苦情が殺到してしまったんですけど、もうそれっきりで結局それを消すことしかできなかったという例もございます。

●（まちづくり推進部理事）

公共施設が、地域の景観をリードしていくような誘導も必要だろうということをおっしゃられましたので、その点も記述できるように検討していきたいと思っております。また、時間経過による変化への配慮という事で、確かに建物は時間経過とともに劣化していくことが想定されます。また、劣化することにより逆に風合いが出てくる場合もあります。そういったものの記述についても、検討させていただきたいと思っております。照明についてもおっしゃる通りですので、そういったものもできないか検討してまいります

●議長（横張会長）

はい、ありがとうございました。他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それではもう一つ報告事項が残っておりますのでそちらのほうに進みたいと思っております。お手元の次第4の両カッコ2でございますが、三郷市景観計画の届出状況について、事務局より説明をお願いします。

②三郷市景観計画の届出状況【報告】

- （都市計画課主査）

[三郷市景観計画の届出状況について説明する]

- 議長（横張会長）

ただいまの説明に対しまして、ご質問等はございますでしょうか。

- 議長（横張会長）

届出件数が非常に多くなっており、特に8割が戸建て住宅という説明がありましたが、ここを今後効率的にやっていくような事は検討しているのでしょうか。

- （都市計画課主査）

分譲住宅が届出対象になる場合があります、10戸分譲や20戸分譲などの場合がありますが、これまででは各建物毎に1棟1件で届出したいただいておりますが、当然一括でやるという事が前提になりますが、10件まとめてやる場合には1件の申請として提出していただくというお願いをしております。これによって、届出件数を減らして届出処理を簡略化したいと考えております。

- 議長（横張会長）

他にございませんでしょうか。

無いようであれば、本日の議事はすべて終了いたしましたので、事務局に進行をお返しいたします。

（5）閉 会

- （都市計画課長補佐）

ありがとうございました。以上をもちまして、本日の議事は、すべて終了いたしました。それでは、閉会のごあいさつを副会長の田邊様にお願いいたします。

- （田邊副会長）

[閉会のあいさつ]

- （都市計画課長補佐）

ありがとうございました。これをもちまして閉会と致します。